

特記仕様書

本特記仕様書は、甲府市が発注する「道路ストック（トンネル）点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、この特記仕様書に定めなき事項については、山梨県県土整備部仕様書に準拠すること。

（業務の目的）

第1条 本業務は、甲府市が管理する金川曾根隧道（甲府市 心経寺町 地内 外：市道 宿心経寺境線）の本体工ならびに道路付属物等を対象として、近接目視、打音検査、触診等を行い、現状を把握することにより異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

（履行場所）

第2条 金川曾根隧道（甲府市 心経寺町 地内 外：市道 宿心経寺境線）

（履行期間）

第3条 履行期間は、別添業務委託契約書に定める期間とする。

（点検内容）

第4条 「道路トンネル定期点検要領（H31.2 国土交通省 道路局）」に基づき実施するものとする。

1) 計画準備

①計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書等作成を行う。

②資料収集整理

業務計画書及び、詳細なトンネルの点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

③現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

④関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

2) 定期点検

「道路トンネル定期点検要領（H31.2 国土交通省 道路局）」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び付属物の取付け金具類やアンカー等を近接目視にて行う。また、下記に示すような箇所には、必要な範囲に対して①を、道路付属物等については②の項目を実施する。

- ・ 目地部及びその周辺
- ・ 水平打継ぎ目及びその周辺
- ・ 前回の定期点検で確認されている変状箇所（ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等）
- ・ 近接目視等により新たに変状が確認された箇所
- ・ 対策工が施工されている箇所およびその周辺

① 打音検査

トンネル本体工ならびに道路付属物等の取付け金具類についてハンマー等で打診し、うき・剥離・ゆるみ等の変状・取付け等の異常個所の有無及び範囲を点検記録表に記載する。この際、うき・剥離が確認された場合は、ハンマー等でたたき落としが可能な範囲をたたき落とすこととする。

② 触診

道路付属物のガタツキ、付属物等を固定するアンカーボルトやナット等の取付け金具の固定状況（ゆるみ等の有無）を点検記録表に記載する。

3) 調査

ひび割れ進行性調査、漏水調査等を行う。

ひび割れ箇所31箇所、漏水箇所9箇所を想定している。

なお、上記箇所以外にひび割れ・漏水が確認される場合や、覆工背面空洞調査・解析等が必要な場合は、監督員と協議を行うものとする。

4) 診断

点検または調査により、トンネル本体工の変状等の健全性の診断を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行う。

付属物の取付け状態に対する判定は、現地にて判定区分を用いて行う。

また、点検により背面空洞の可能性が認められる場合は、監督員と協議を行うものとする。

5) 報告書作成

①点検調書の作成

「道路トンネル定期点検要領（H31.2 国土交通省 道路局）」に基づき、点検表記録様式を作成する。また、点検結果で変状・取付け等の異常が発見された場合は、今後の対応方法、対応すべき時期及び概算工事費用についてとりまとめを行い、監督員に報告すること。

②報告書作成

本業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

6) 打合せ協議

本業務の実施における打合せ協議は、次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回を基本とするが、必要と判断される場合や監督員から指示があった場合については、協議するものとする。また、打合せ記録は受託者が行い、監督員に提出する。なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が必ず立ち会うものとする。

※業務着手時（1回）・中間打合せ（1回）・成果品納入時（1回）

（安全等の確保）

第5条 受託者は現道上の作業を行うに際し、道路使用許可等条件を遵守し、危険防止対策を施すこと。

(交通誘導員)

第6条 本業務の施行に際し、現場の安全確保のため次のとおり交通誘導業務を実施するものとする。なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議すること。

交通誘導員の配置人数は、各坑口に2人、高所作業車周辺に1人、交代要員1人の計4人を配置するものとする。交通誘導の期間は、点検に伴う作業日数2日間を見込んでいる。

(電子納品作成要領)

第7条 本業務は電子納品対象業務とし、業務成果品を電子データで納品すること。納品する電子データは、「山梨県県土整備部 電子納品要領」(以下、「要領」という)及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」(以下、「運用マニュアル」という)に従い作成すること。

(成果品の提出)

第8条 提出する成果品は電子納品対応とし、「山梨県県土整備部電子納品要領及び、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に従い作成すること。提出部数は次のとおりとし、履行期限までに納品すること。

報告書(紙)・・・A4版 1部

電子データ(CD-R) 2部

ただし、監督員の指示があった場合については、別途納品させることができるものとする。

(その他)

第9条 本業務に際して不明及び疑問等が生じた場合、また、この特記仕様書により難しい場合はその都度監督員と協議し決定するものとする。また、本業務実施の際に知り得た情報等について、他への流用を固く禁ずる。

(配置技術者及び認証登録)

第10条 【配置技術者】

配置予定技術者(主任技術者、照査技術者)は以下に示す①か②、③のいずれかの資格を保有すること。

① 総合技術監理部門(トンネル)に登録のある技術士

② 建設部門(トンネル)に登録のある技術士

③ RCCM(トンネル)の有資格者